金山町新規開発事業等補助金制度のお知らせ

新商品等・販路拡大に関する事業に要した、経費の２分の１

（上限20万円）を町が補助します。

対象事業の１及び２を同一事業で実施する場合は、補助率を３分の２（上限４０万円）に引き上げます。

**対象者**

**・金山町内に住所を有する、事業所、団体又は個人**

**・町外の事業者等であっても、町内産農林水産物を活用するか、町内事業者と共同で実施する場合は対象とします。**

**補助対象となる事業**

**１．新商品等**

**** 　町内で生産される農林水産物等を活用し、新たに市場に流通することが見込まれる商品等の調査、研究及び試作。

**２．販路拡大**

・県外で開催される物産展見本市等に参加すること

・ホームページ等により新商品等を販売すること

※販路拡大に関する事業のみの場合は、交付決定された年度から連続する３年間が対象となり、補助金の合計限度は２０万となります。



**手続き**

**１．交付申請**

　　・交付申請書及び事業計画書

　　・事業を開始するにあたっての経費が分かるもの（見積書の写し等）

※審査後、交付決定が送付されますので、その後に事業に取り組んでください。

**２．実績報告**

　　・実績報告書及び事業成績書

　　・事業に要した経費が分かるもの（請求書・領収書の写し）

　　・完成写真

**※実績報告後に、補助金が交付されます。**

※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問合せください。

問　役場産業課　商工観光係　☎29-5640